

日高市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

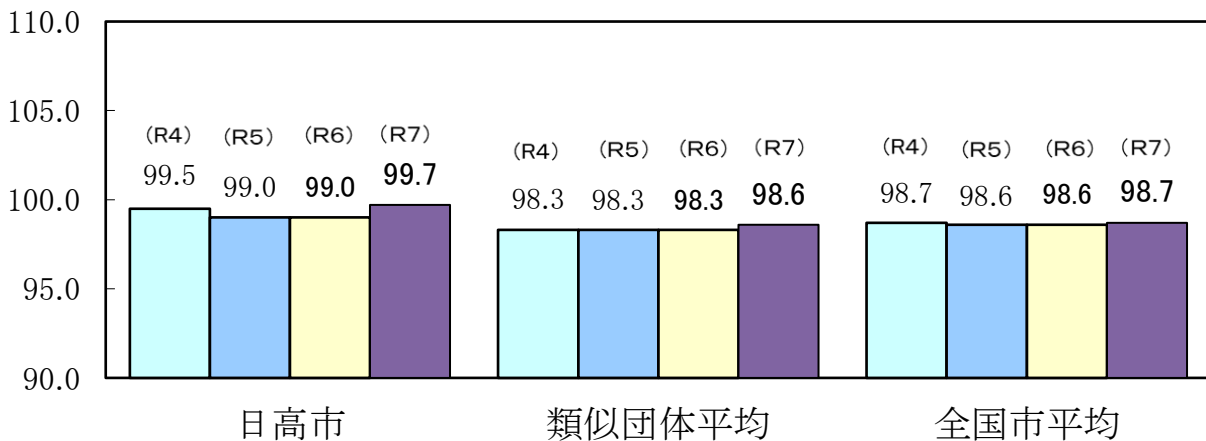
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5 年度の人件費率
令和 6年度	人 54,192	千円 23,396,290	千円 1,058,560	千円 3,254,766	% 13.9	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 333	千円 1,245,936	千円 237,963	千円 519,539	千円 2,003,438	千円 6,415	千円 6,391
		事業費支弁に係る職員給			132,918		

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 ※算出方法 補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

①給料表の見直し

〔 実施 〕

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、7級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当

（支給割合）国基準3%に対し、日高市においても3%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
日高市の支給割合	3%	3%	4%

③その他の見直しの内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
日高市	43.6 歳	336,100 円	396,861 円	373,490 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		日 高 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	228,735 円	220,000 円
	高校卒	201,000 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	201,766 円	- 円
	中学卒	- 円	188,281 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

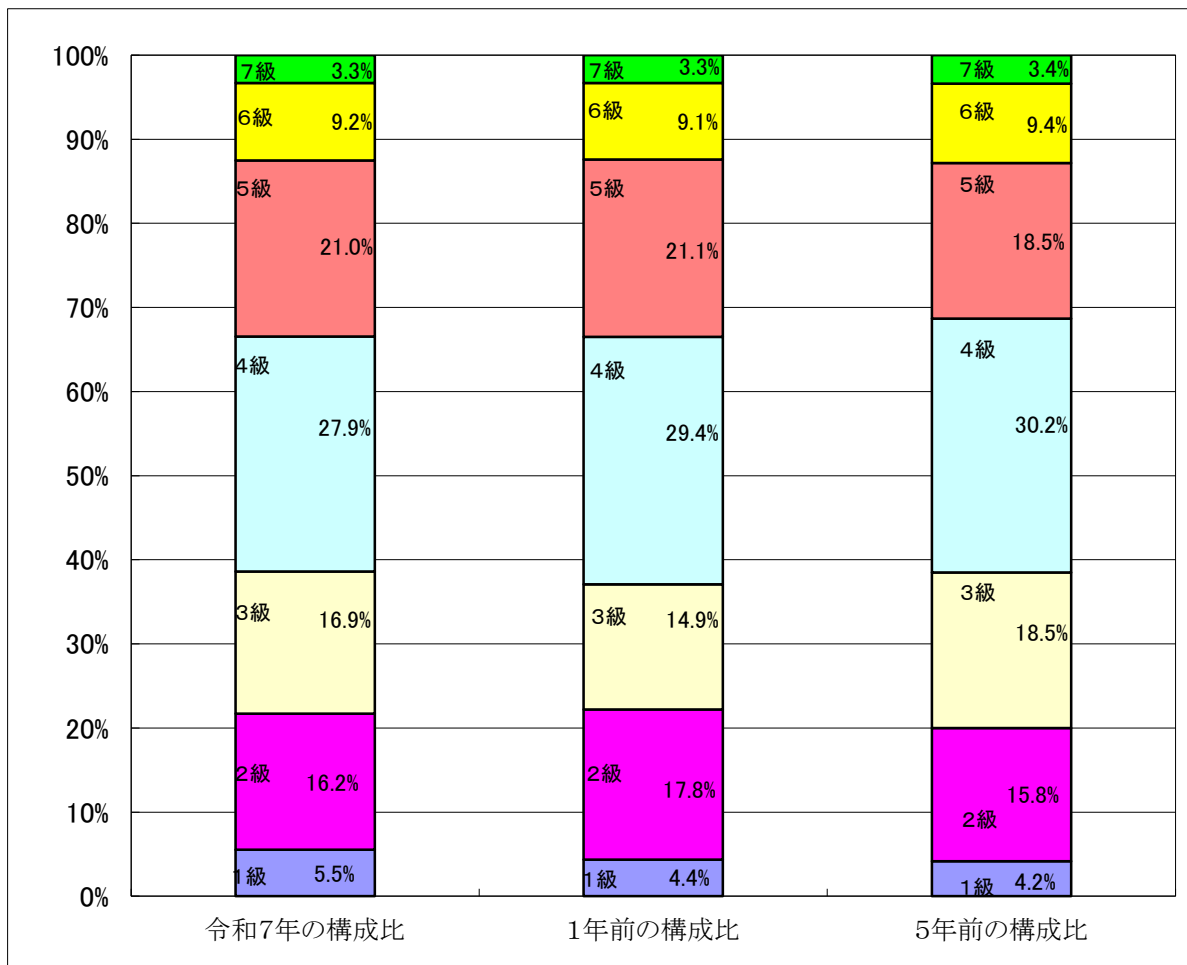
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	291,770 円	361,500 円	379,900 円	409,554 円
	高校卒	254,867 円	303,200 円	365,767 円	403,620 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

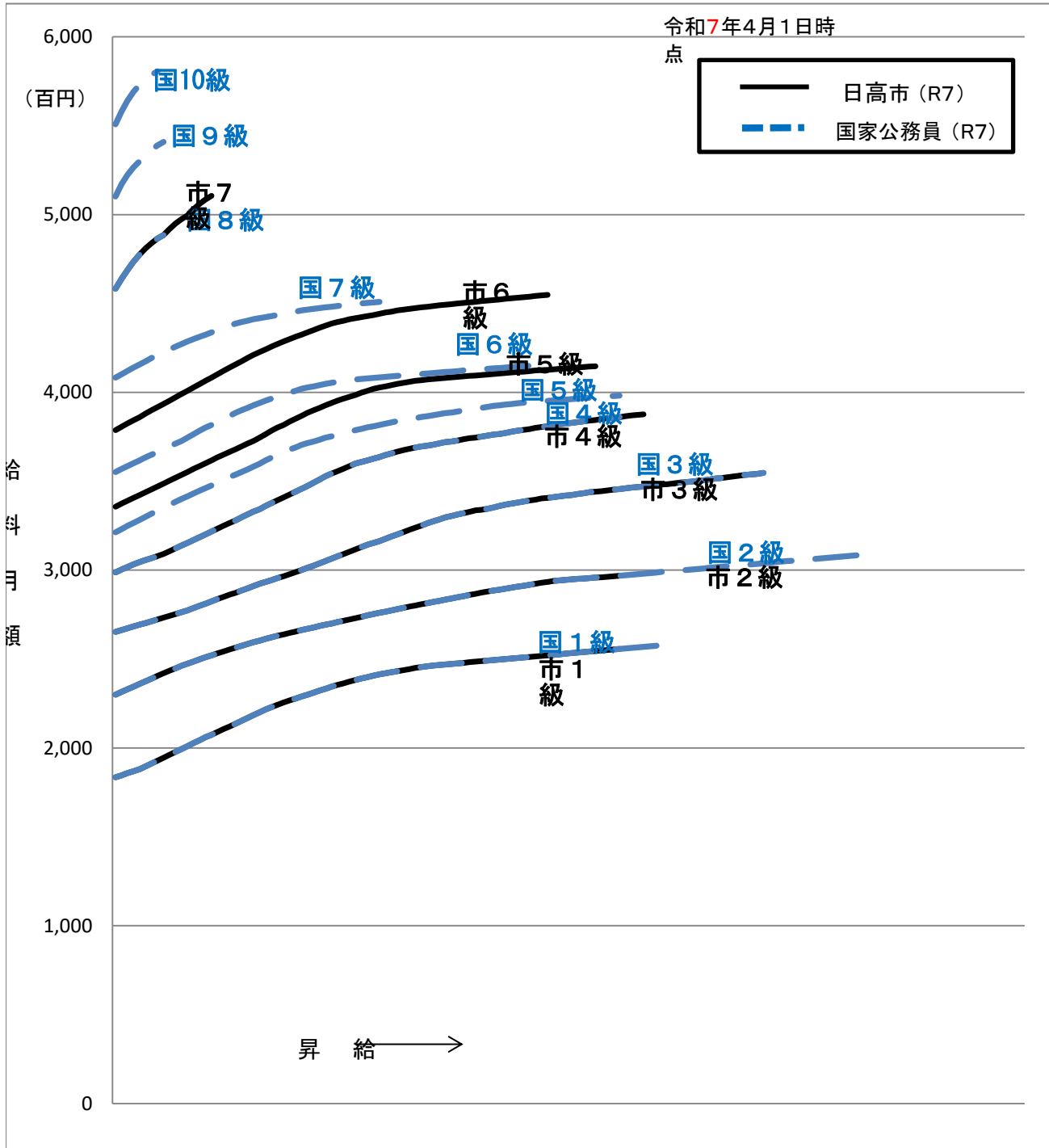
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	9人	3.3%	458,300円	510,500円
6級	課長	25	9.2%	378,700	454,800
5級	主幹	57	21.0%	335,700	414,700
4級	主査	76	27.9%	298,800	387,700
3級	主任	46	16.9%	265,300	354,700
2級	主事	44	16.2%	230,000	296,800
1級	主事補	15	5.5%	183,500	255,700

- (注) 1 日高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（-））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（日高市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

日高市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額 1,606 千円		1人当たり平均支給額 1,708 千円		—	
(支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分		(支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分		(支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（日高市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

日高市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 2,000 千円 20,557 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した企業職を除く全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 日高市は埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		46,255 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		120,144 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	3%	385 人	3%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		1,723 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		17,944 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		24.7 %
手当の種類 (手当数)		12
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	市税 (国民健康保険税を含む。) の賦課及び徴収のため、1日について4時間以上現場で直接その事務に従事した職員	日額 300 円
防疫作業手当	感染症防疫作業又は家畜伝染病防疫作業に従事した職員	日額 300 円
	人体に有害な薬品を使用して防除作業に従事した職員	
土木業務手当	土地の測量・工事の監督又は工事検査のために1日について4時間以上現場で直接その業務に従事した職員	日額 300 円
社会福祉業務手当	行旅死亡人、変死人の取扱い又は収容業務に従事した職員	1件 5,000 円
	行旅病人の取扱い又は収容業務に従事した職員	1件 1,000 円
	社会福祉の現業に従事した職員	月額 3,000 円
清掃業務手当	清掃作業業務に従事した職員	日額 300 円
	動物の死体処理業務に従事した職員	1件 500 円
公害調査業務手当	公害調査業務に従事した職員	日額 300 円
災害出務手当	災害が発生又は発生のおそれがある場合においてその職務に従事した職員	1件 300 円
保育業務手当	保育所において保育の業務に従事した保育士職員	月額 2,500 円
公共用地等交渉業務手当	用地買収又は換地精算の交渉業務に従事した職員	日額 500 円
下水処理業務手当	排水設備竣工検査に従事した職員	1件 100 円
	浄化センターにおいて、下水処理業務に従事した職員	日額 200 円
	汚水に直接触れてする作業その他の著しく不快な業務に従事した職員	日額 450 円
保健指導業務手当	保健師の業務に従事した職員	月額 2,500 円
	栄養士の業務に従事した職員	
	精神保健福祉業務に従事した職員	
技術手当	廃棄物処理施設技術管理者、電気主任技術者、電子計算技術者、ボイラー運転技士、衛生管理者でその業務に従事した職員	月額 2,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	65,556 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	262 千円
支給実績（令和5年度決算）	71,947 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	300 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、5,000円を加算	同じ		千円 35,957	円 219,251
住居手当	借家等居住者 家賃額に応じて支給 28,000円を限度	同じ		23,610	281,076
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 運賃等相当額 ②交通用具（自家用自動車等）利用者 距離に応じた定額 2,000円～31,600円	同じ		18,885	57,055
管理職手当	部長級 66,400円（参事 57,500円） 課長級 49,900円 主幹級 35,700円	異なる	支給区分・支給額が異なる	54,893	508,267
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給する職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ①週休日等に勤務 ②週休日以外に勤務 部長級 12,000円 部長級 6,000円 課長級 10,000円 課長級 5,000円 主幹級 8,500円 主幹級 4,300円	同じ		—	—
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日等に勤務した場合	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
宿日直手当	①一般 4,400円 ②年末年始 13,200円	異なる	【国】 年末年始4,400円	202	4,819

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	871,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	741,000 円	1,120,000 円 /	510,000 円
報 酬	議 長	429,000 円	757,000 円 /	400,000 円
	副議長	373,000 円	670,000 円 /	326,000 円
	議 員	349,000 円	606,000 円 /	303,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)	6 月期	2.500 月分
			1 2 月期	2.100 月分
			計	4.60 月分
	副市長	(令和6年度支給割合)	6 月期	2.500 月分
			1 2 月期	2.100 月分
			計	4.60 月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	$871,000 \times \text{在職月数} \times 0.35 \times 115 / 100$	16,827,720	任期ごと
		$741,000 \times \text{在職月数} \times 0.21 \times 115 / 100$	8,589,672	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

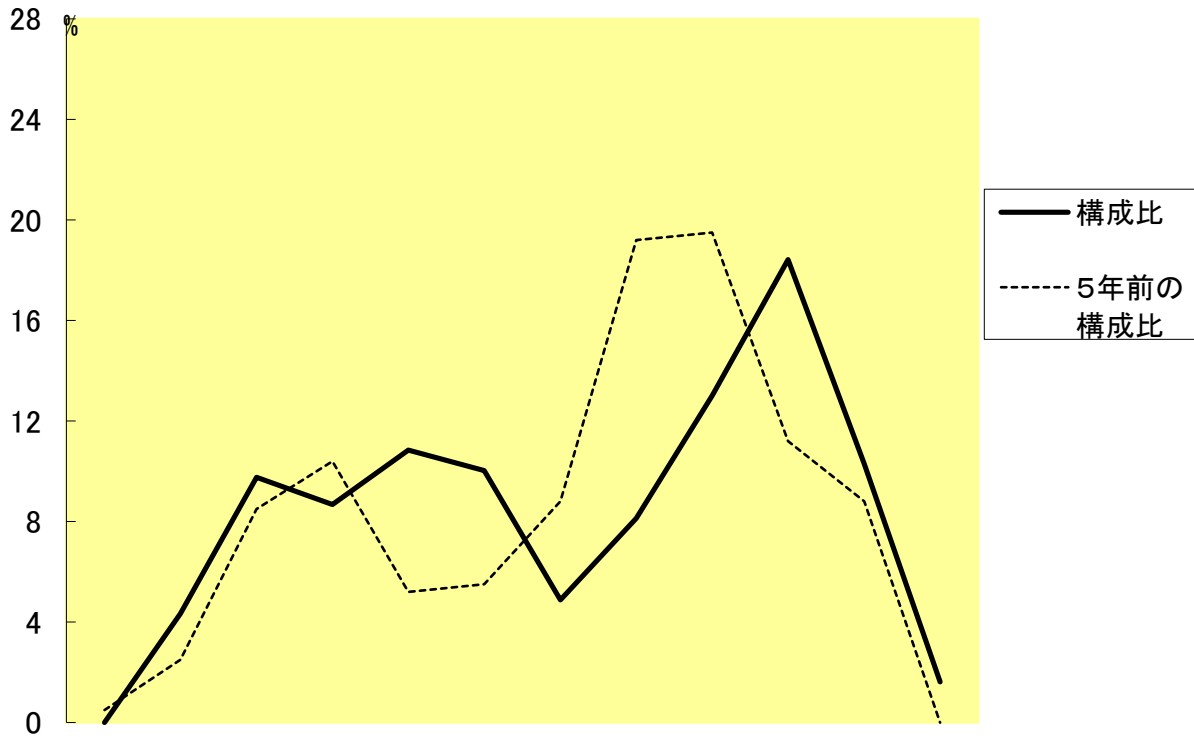
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数 (人)	主な増減理由		
		令和6年	令和7年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	<ul style="list-style-type: none"> ・休職職員等の退職による減員。 ・採用不足による減員。 ・交通部門強化のための組織変更による減員。 ・埼玉県派遣(災害派遣)の終了による減員。 ・交通部門の体制強化による増員。 ・住民関連一般部門の補填に伴う増員。 ・戸籍事務の体制強化に伴う増員。 	
		総務	94	92	△2		
		税務	29	27	△2		
		労働	1	1	0		
		農水	5	6	1		・農政部門の復職職員分の調整による増員。
		商工	6	7	1		・観光部門の育休職員分の調整による増員。
		土木	38	35	△3		・区画整理担当事務の減少に伴う組織変更による減員 ・土木部門職員の補填による増員。
		小計	179	174	△5		
	福祉関係	民生	79	80	1	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県後期高齢者医療広域連合への派遣終了による減員。 ・障がい福祉部門育休職員分の調整による増員。 ・障がい福祉部門退職職員分の調整による増員。 	
		衛生	27	25	△2	<ul style="list-style-type: none"> ・採用不足による環境保全部門職員の補填による減員。 ・採用不足による保健センター部門職員の補填による減員。 	
		小計	106	105	△1		
	計		285	279	△6	<参考> 人口1万当たり職員数 51.50人 (類似団体の人口1万当たり職員数 52.48人)	
	教育部門		53	53	0		
	消防		1	1	0		
	普通会計部門計		339	333	△6	<参考> 人口1万当たり職員数 61.40人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.90人)	
公営企業等 会計部門	水道	16	16	0			
	下水道	11	11	0			
	その他	17	19	2			
	小計	44	46	2			
合計		383 [392]	379 [392]	△4	<参考> 人口1万当たり職員数 69.90人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	16人	36人	32人	40人	37人	18人	30人	48人	68人	38人	6人	369人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別	年 度						過去5年間の 増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	266	276	280	288	285	279	13 (4.9%)
教 育	55	55	55	57	53	53	△2 (△3.6%)
消 防	1	1	1	1	1	1	- (-%)
普通会計 計	322	332	336	346	339	333	11 (3.4%)
公営企業等会計	43	44	43	44	44	46	3 (7.0%)
総 合 計	365	376	379	390	383	379	14 (3.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用	純損益又は実質 収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度 の総費用に占める職 員給与費比率
	A			B/A	
令和 6年度	千円 1,087,794	千円 76,128	千円 107,713	% 9.9	% 9.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 団体平 均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 15	千円 62,605	千円 17,927	千円 27,181	千円 107,713	千円 7,181	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については令和7年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
日高市	歳 44.8	円 372,100	円 513,683
団体平均	歳 45.8	円 345,838	円 524,813
事業者	歳 —	円 —	円 —

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

日 高 市	団体平均
1人当たり平均支給額 1,699 千円	1人当たり平均支給額 1,593 千円
(支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

日 高 市	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 7,848 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	2,038 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	127,356 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全地域	3 %	16 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	157 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	14,245 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	68.8 %	
手当の種類（手当数）	4	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価
水道技術管理者手当	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に定める資格を有し、水道法（昭和32年法律第177号）第19条第2項に定める業務に従事する職員	月額 2,500 円
電気主任技術者手当	電気主任技術者として、浄水場等の自家用電気工作物の維持管理及び運用に関する業務に従事する職員	月額 2,500 円
現場業務手当	水道施設の点検若しくは洗浄作業、流末の水質検査、測量、工事の監督若しくは検査、洗管作業又は給水作業のために1日について4時間以上現場で直接その業務に従事した職員	日額 300 円
緊急出勤手当	正規の勤務時間以外の時間に、水道業務のため緊急に出勤した職員	1件 500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	7,855 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	785 千円
支給実績（令和5年度決算）	5,908 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	537 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、5,000円を加算	同 じ		千円 2,524	円 229,409
住居手当	借家等居住者 家賃額に応じて支給 28,000円を限度	同 じ		1,684	210,513
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 運賃等相当額 ②交通用具（自家用自動車等）利用者 距離に応じた定額 2,000円～31,600円	同 じ		1,001	71,529
管理職手当	部長級 66,400円 課長級 49,900円 主幹級 35,700円	同 じ		2,681	536,160
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給する職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ①週休日等に勤務 ②週休日以外に勤務 部長級 12,000円 部長級 6,000円 課長級 10,000円 課長級 5,000円 主幹級 8,500円 主幹級 4,300円	同 じ		—	—
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日等に勤務した場合	同 じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同 じ		—	—
宿日直手当	①一般 4,400円 ②年末年始 13,200円	同 じ		—	—